

会 議 録

会 議 名	八王子市子ども・子育て支援審議会 平成25年度第5回給付部会	
日 時	平成26年 3月18日(火) 午後 4時00分～ 5時30分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 特別会議室	
出席者氏名	委 員	青木訓行部会長、池永文乃委員、内野彰裕委員、鍛治礼子委員、小林千里委員、柗澤章次委員(部会長、以下五十音順)
	説明者	
	事務局	久間毅課長、志萱龍一郎課長、秋元政人主査、小池靖信主査、後藤康次主任、村野晋太郎主事
欠席者氏名	塩澤伸久委員	
議 題	1 保育施設・事業の分類及び策定基準について 2 保育の必要性・事由について 3 保育施設の設備・運営基準について	
公開・非公開の別	公開	
非公開理由		
傍聴人の数	なし	
配付資料名	別紙のとおり	
会議の内容	別紙のとおり	
会議録署名人	平成26年 6月 6日 青木 訓行	

別紙 配布資料名

議事1 保育施設・事業の分類及び策定基準

- 子ども・子育て支援新制度における施設・事業の分類及び策定基準

保育の必要性・事由

- 子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の事由について
- 八王子市保育の実施基準条例（現行）
- 保育所利用調整指数表新旧対照表

保育施設の設備・運営基準案

- 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準案
- 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案
- 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準案
- 小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する基準案
- 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準案
- 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案
- 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

議事 ①保育施設・事業の分類及び策定基準について

議事 ②保育の必要性・事由について

【青木部会長】 それでは次第に沿って進行します。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料「子ども・子育て支援新制度における施設・事業の分類及び策定基準」「子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の事由について」「八王子市保育の実施基準条例(現行)」について説明)

【久間保育対策課長】 (資料「保育所利用調整指数表新旧対照表」について説明)

網掛け部分、太字の部分が現行からの変更点です。

【青木部会長】 質問等ありますか。

【柘澤委員】 国に合わせ、「保育に欠ける」という表現を「保育を必要とする」という表現にした方がいいと思います。

また、指数調整について、国では保育士の子どもへの加点を案として出しています。子どもを預かる受け皿の拡大につながる部分であって、市民にも有益になるかと思しますので、検討した方がよいかと思います。

【青木部会長】 保育士の確保が課題である運営側からすると大事な部分です。

【久間保育対策課長】 国では、幼稚園教諭、保育士、学童保育所の指導員について優先利用の一例として挙げています。このほか、看護師などはどうですか。

【柘澤委員】 加点の目的が受け皿の拡大ということを考えると、どうでしょうか。

【鍛冶委員】 預かる子どもの数に直接影響する保育士、教諭、指導員が適切かと思えます。

【小林委員】 これから保育園で働くことが決まっているという人にも、就職先の保育園からの意見書ですとか、内定していることの証明があれば、加点してあげることも考えられるのではないのでしょうか。

【久間保育対策課長】 適用範囲や表現、加点について検討します。同じく母子世帯、非課税世帯への救済面も検討が必要かもしれません。

【柘澤委員】 同じひとり親でも父子家庭について加点を考えられないかなと思います。父子での子育ては非常に厳しく、東京都からは父子家庭が減少しているようなデータが出ていますが、実際は東京で子育てが続けられず、故郷に帰ることも多いようです。

【久間保育対策課長】 今回の案ではひとり親全てを加点しているので、併せて父子も入りやすくなると思います。

【事務局】 潜在的なニーズまでは把握できませんが、父子家庭はフルタイムで働いている

父親が多く、概ね保育所に入ることができている印象があります。父子家庭の待機児童はそれほど多くはありません。ただし失業中の父子家庭は求職中という扱いでしたので、入所が難しい状況がありました。

【池永委員】同点になった場合の指数について質問があります。市内に養育可能な祖父母がいる場合のマイナス1点の減点について、祖父母がまだ現役世代である場合や、祖父母が同居している世帯の子どもを既に見ている場合等は、子どもを預けられない現状があるのですが、新しい指数表にもその項目は残しておくのですか。

【事務局】その項目につきましては、市内に65歳未満の祖父母がいて、かつ就労しておらず、病気や介護等もない場合、要するに十分に子どもの保育が可能であれば、マイナス1点するという事です。見ていただける祖父母がいるのであれば、そういう祖父母がいない人を優先させたいということです。

【志萱保育幼稚園課長】例えば週35時間以上就労していれば10点で、近くに保育ができる祖父母がいる人をマイナスしなければ、10点のままです。一方、週30時間の就労で祖父母がいない人は9点です。後者からみて、自分の点数のほうが低いことに納得がいくかどうか。様々な立場の視点で検討していただければと思います。

【柘澤委員】祖父母にとってみれば、送り迎えの一時預かる程度の時間ならいいが、四六時中預かるのは相当大変だと思います。

【青木部会長】育児がきつくて働きに出る親もいるのに、祖父母に預かってもらうというのは実際問題として厳しいのではないのでしょうか。

【柘澤委員】祖父母の家が遠い場合もあります。

【事務局】確かに市内でも距離がととも離れている場合がありますし、担当でも毎年議論になる点です。この部分で減点した人の人数は分かるので次回お示しします。

【青木部会長】みんなが10点になってしまっても意味がなくなってしまうし、難しい点ではありますが、保育士の加点の関係と、祖父母の関係については検討と手直しをお願いします。

【久間保育対策課長】いただいたご意見を参考に検討いたします。

議事③保育施設の設備・運営基準について

【青木部会長】事務局より説明をお願いします。

【久間保育対策課長】（資料「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準案」は

か7点の基準案について説明)

基本は国基準でいきたいと思いますが、基準を上げる部分についてはこれまで話してきた部分となります。

幼保連携型認定こども園については、幼稚園からの移行が可能なので、幼稚園の視点で検討を進める必要があると思います。具体的には、職員配置、面積、食事の提供等について検討が必要となると思います。

家庭的保育事業は、国が示したものが現行とほぼ変わらないので、事務局案とすれば国基準と特段変える必要はないと考えております。

小規模型保育について類型が3つありますが、A型とB型の違いは1か所です。それは保育従事者の項目で、A型は全員保育士、B型は2分の1以上が保育士という部分です。この部分で、小規模保育事業B型に移行できる認証保育所のB型が現在市内に2園あり、それが60パーセントの保育士の割合で運営しているので、そこまでは条例化で引き上げたいと考えております。

小規模保育事業C型は、家庭福祉員が3名以上集まってグループ型で保育を行うものです。ここで変更を加えるとすると、保育士資格を持つ者を3名中1名や2名と求めることも考えられます。

事業所内保育については、定員19人以下の保育施設について2分の1以上の有保育士資格を国基準で求めています。これは小規模保育事業B型にならった基準なので、変更するのであればそこと連動させることが適切かと思います。また、定員20名以上の事業所内保育施設は、認可保育所の基準にならっているので、ここも連動させるかどうか検討が必要となります。

居宅訪問型保育事業については、現時点では国基準に合わせる考えです。

【青木部会長】 ご意見等ありますか。

【久間保育対策課長】 幼保連携型認定こども園の食事提供についてはどうですか。

【内野委員】 3歳未満児は自園調理が必要かと思います。

【久間保育対策課長】 あるいは、移行特例は残すことも考えられます。

【志萱保育幼稚園課長】 現状の市内幼稚園では、給食を提供している園が31園中25園、うち自園調理している園が7園、外部搬入が18園です。

【内野委員】 3歳以上児は外部搬入でいいかと思います。外部搬入が悪いということはないし、それで問題は出ていないので大丈夫かと思います。

【池永委員】 幼保連携型認定こども園になったとき、おやつが出ますよね。そのとき、自園調理ができないと保育園のおやつのイメージとは異なってくるのかなと思います。

【久間保育対策課長】 おやつは保育園によっても違うようです。

【内野委員】 8時から18時まで預かり保育をやってきておりますが、給食、3時のおやつというこれまでの提供方法で特に問題はありませんでした。

【鍛冶委員】 0、1、2歳児を保育する場合、食事の時間も様々なので自園調理が必要なのは間違いないかと思えます。

【青木部会長】 時間もなくなってきましたので、事務局で案を作ってください、それを基にさらに検討を加えるということよろしいですか。

【鍛冶委員】 食事の提供については国基準で問題はないと思いますが、職員の配置については現状とそぐわない部分があるのであれば、ぜひ案をお示しいただきたいと思えます。

【内野委員】 幼稚園から移行するときにネックとなるのは食事の提供以上に職員配置かと思えます。

【久間保育対策課長】 いただいたご意見を踏まえて、次回案をお示しします。

また、認可保育所の基準には、子育て支援事業を2つ以上実施することを加えたいと思っておりますが、どうでしょうか。

【柘澤委員】 八王子市の子育て支援事業の捉え方と、東京都の捉え方が違っている部分があると思えます。八王子市のいう子育て支援事業を項目として明示していただければ、現状で2つ以上実施している園が大半だと思えます。

【久間保育対策課長】 子育て支援事業については調査し、次回までにまとめたいと思えます。

【青木部会長】 それでは以上で第5回給付部会を終了します。